

当クリニックを受診される皆様へ -医療情報取得加算について-

当クリニックでは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで、過去の受診歴、薬剤情報、特定検診情報等を取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

それに伴い、初診時・再診時に医療情報取得加算を算定しております。

マイナンバーカードをご提示いただいた場合

- ・医療情報取得加算2（初診料算定時）：1点
- ・医療情報取得加算4（再診料算定時）：1点

従来 of 保険証をご提示いただいた場合

- ・医療情報取得加算1（初診料算定時）：3点
- ・医療情報取得加算3（再診料算定時）：2点

ご理解の程よろしくお願いたします。

令和6年6月院長 高崎賢治